

『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A)』 掲載等の誤りについて

本協議会監修『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A)』(平成23年4月15日発行)に関して、今般、下記のとおり、掲載に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

なお、大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4号)につきまして、平成13年より大阪府ホームページ(例規集)に掲載しているところですが、こちらについても、同様の誤りがあることを申し添えます。

大阪府ホームページ(例規集)に関しましては、修正時期が平成26年5月となりますので、ご注意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A) P.123
大阪府例規集 (http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html)

第46条(廊下の幅)

共同住宅、寄宿舎又は下宿における共用の廊下(令第119条の規定の適用を受けるものを除く。)の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

【誤】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超える100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舎又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超える300平方メートル以下の階におけるもの		120	90

【正】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超える100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舎又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以下の階におけるもの		120	90